



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和4年2月1日

京都市保健福祉局

担当：生活福祉部保険年金課

電話：075-213-5861

令和3年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催について

京都市では、国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置し、保険給付や保険料をはじめとした、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行っています。

この度、令和3年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会を、下記のとおり開催します。

記

1 日 程

令和4年2月8日（火）午後2時～午後4時

2 場 所

オンライン会議

※ 会議はオンラインを活用した開催となります。以下の会場に傍聴席・記者席を設けます。

京都市役所 分庁舎地下1階 文化芸術都市推進室会議室
(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)

3 議 題

- (1) 令和4年度京都市国民健康保険事業（案）について
- (2) 国民健康保険料の賦課限度額の改定について【諮問事項】

4 出 席 者

- (1) 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員 20名（別紙のとおり）
- (2) 吉田副市長、保健福祉局長ほか

5 傍 聴

- (1) 定員 6名
- (2) 傍聴希望者の受付は、午後1時30分から午後2時までとします。
なお、希望者多数の場合は抽選とします。
- (3) 会場内ではマスクの着用、アルコールによる手指の消毒、検温に御協力いただき、発熱等の風邪症状がある方は、傍聴を御遠慮いただきますようお願いします。

【参考】 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会について

1 設置目的

国民健康保険事業の運営の適正化を図るため、事業の運営に関する重要事項を審議する機関として、国民健康保険法第11条第2項に基づき設置されているものである。また、京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条により、市長の諮問に応じて保険給付に関すること、保険料に関すること及びその他、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項について審議を行うこととしている。

2 設置年月日 昭和36年4月1日

3 委員構成	被保険者代表	6人
	保険医及び保険薬剤師代表	6人
	公益代表	6人
	被用者保険等保険者代表	2人

4 令和3年度 開催状況

第1回 開催日 令和3年8月31日（火）

議題 令和2年度京都市国民健康保険事業決算見込について
令和3年度京都市国民健康保険事業運営計画（案）について
出産育児一時金の支給額の改定について【諮問事項】

国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要な事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抄）

（所掌事項）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険給付に関する事項。
- (2) 保険料に関する事項。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項